

平成31年度 一般入学学生募集要項

この募集要項は「抜粋版」となりますので、参考としてご覧ください。

出願書類等は掲載しておりません。

出願の際は、別途学生募集要項（専用様式付）をお取り寄せください。

一般選抜B

(大学入試センター試験を利用しない選抜)

岩手県立大学宮古短期大学部

目 次

平成 31 年度一般入学学生募集要項

1. 募集人員
2. 出願資格
3. 出願手続
4. 選抜方法
5. 合格者発表
6. 追加合格発表
7. 入学手続
8. その他

平成 31 年度岩手県立大学宮古短期大学部一般入学学生募集要項 一般選抜B（大学入試センター試験を利用しない選抜）

1 募集人員

学 科	修業年限	募集人員
経営情報学科	2 年	20 名

2 出願資格

出願できる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び平成 31 年 3 月末日までに卒業する見込みの者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び平成 31 年 3 月末日までに修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成 31 年 3 月末日までにこれに該当する見込みの者
これらの者は、次のとおりである。
 - ア 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者及び平成 31 年 3 月末日までに修了する見込みの者またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成 31 年 3 月末日までに修了する見込みの者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び平成 31 年 3 月末日までに合格する見込みの者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - カ 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - キ 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

3 出願手続

(1) 受付期間

平成 31 年 1 月 25 日(金)から平成 31 年 2 月 4 日(月)まで（2 月 4 日の消印のあるものは有効とする。）

(2) 出願方法

出願者は、出願書類及び付属の返信用封筒と通信用台紙を取りそろえ、本要項に添付されている封筒を使用して、「書留速達郵便」で提出すること。（持参提出のものは一切受け付けません。）

なお、一般選抜Aと一般選抜Bの併願はできません。

(3) 出願書類

ア 入学願書・整理票・受験票

本要項の用紙に必要な事項を記入すること

整理票及び受験票には、写真（上半身脱帽正面向・出願 3 か月以内撮影のもの（縦 4 cm×横 3 cm））を貼ること

イ 調査書等

(ア) 2の出願資格のうち、(1)及び(2)に該当する者
出身学校長が作成し、作成者が厳封した調査書

(イ) 2の出願資格のうち、(3)に該当する者
出願資格を証明する書類及び成績証明書

ウ 活動調書

本学所定の活動調書に、本人が記入する。

エ 志望理由書

本学所定の志望理由書に、本人が志望理由を記入する。

(4) 入学検定料 18,000 円

入学検定料は、コンビニエンスストア又は金融機関で振込ができます。

ア コンビニエンスストアの場合

同封している「コンビニ端末入学検定料振込のご案内」により、コンビニ端末を操作し、レジにて振り込んでください。

イ 金融機関の場合

同封している本学所定の「振込依頼書」を使用し、必要事項を記入のうえ、18,000 円を添えて金融機関窓口で払い込んでください。(ATMは利用しないでください。)

払込後、受け取った「収納証明書」又は「払込受付証明書（金融機関受付印が押印されたもの）」を、入学願書裏面の所定欄に貼付してください。

なお、「振込金領収証」は出願者が保管するものです。貼り間違えないようにしてください。

(5) 出願書類提出先

岩手県立大学宮古短期大学部

☎027-0039 宮古市河南一丁目5番1号

4 選抜方法

入学者の選抜は、調査書、小論文、面接、活動調書、志望理由書を総合的に審査して合格者を決定する。

(1) 試験区分及び配点

ア 調査書	50 点
イ 小論文	100 点
ウ 面接、活動調書、志望理由書	100 点
合計	250 点

(2) 出題意図及び評価基準

試験区分	内 容
調査書	学習状況を総合して評価。
小論文	思考力、判断力、表現力を中心として総合的に評価。
面接、活動調書、志望理由書	適性、意欲、表現力、態度、活動状況、志望理由の各観点から総合的に評価。

(3) 合否判定基準

調査書、小論文、面接、活動調書、志望理由書の得点及び順位による。

(4) 試験の期日、試験会場及び時間割

期 日	会 場	時 間 割	
平成 31 年 2 月 17 日(日)	岩手県立大学宮古短期大学部 宮古市河南一丁目 5 番 1 号 ☎ (0193) 64-2230 受付/7:30~8:30	9:00~10:00	10:30~
		小論文 (60分)	面接

【試験会場への交通機関】 試験日 平成 31 年 2 月 17 日(日)

● 盛岡駅から宮古駅まで 106 急行バス (約 2 時間) または J R 山田線 (約 2 時間)

● 宮古駅から宮古短大部まで

・ 宮古駅前から臨時バスを運行します。

宮古駅前 8:05 ⇒ 本学 8:20

・ 通常の路線バスを利用する場合

宮古駅前のりば 2 番線から八木沢団地行き乗車「宮古短大前」下車

※震災等の影響により、鉄道の一部で不通となっている区間があります。

路線バスは、改正により停留所・時刻が変更となる場合があります。

(2) 出願者試験会場確認日

平成 31 年 2 月 15 日(金) 午前 10 時から午後 4 時まで

5 合格者発表

(1) 合格者発表日時

平成 31 年 2 月 25 日(月) 午後 1 時 (予定)

(2) 発表方法

岩手県立大学宮古短期大学部掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格通知書を合格者本人宛に郵送する。

なお、インターネットでも参考情報として合格者受験番号の提供を行う。

*本学ホームページ <http://www.myk.iwate-pu.ac.jp/>

合格者発表についての電話による問い合わせには一切応じない。

6 追加合格者決定

合格者の発表後に、入学定員に欠員が生じたときは、追加して合格者を決定し、発表することがある。

なお、他の合格者との手続上の差異はない。

この合格者の決定は、次により追加合格候補者に該当する受験者に連絡のうえ、入学する意思を確認したものについて行うので、注意すること。

(1) 追加合格候補者の入学意思の確認期間

平成 31 年 3 月 6 日(水)以降とする。

(2) 追加合格候補者の入学意思の確認方法

ア 電話により、本人(「入学願書」に記載した「受験票等の送付先」の電話番号)に直接確認する。

イ 本人が不在等のため、連絡・確認がとれないときは、入学の意思がないものとして取り扱うことがあるので、家族など在宅者に連絡先を明確にしておくこと。

(3) 追加合格者の入学手続等

追加合格者を決定した時点で、当該者に連絡する。

7 入学手続

(1) 手続期間

平成 31 年 3 月 4 日(月)及び平成 31 年 3 月 5 日(火)の両日とする。

(2) 場 所

岩手県立大学宮古短期大学部

(3) 入学手続方法

入学手続の詳細及び必要な書類は、合格通知書とともに送付する。

(4) 入 学 料

区 分	入 学 料
岩 手 県 内 の 住 民	135,400 円
そ の 他 の 住 民	203,000 円

[摘 要]

- 1 「岩手県内の住民」とは、本人またはその配偶者、若しくは一親等の親族が平成 30 年 4 月 1 日以前から引き続き岩手県内に住所を有する者をいう。
- 2 授業料は、年額 390,000 円（現行）であり、5 月末日までに前期分 195,000 円を納入すること。

8 その他

- (1) 出願書類に不備があるときは、受理しない。
- (2) 出願手続後の提出書類は返却しない。
- (3) 既納の入学検定料は次の場合を除きいかなる理由があっても返還しない。
 - (ア) 検定料を振り込んだが出願しなかった場合
 - (イ) 検定料を振り込んだが出願が受理されなかった場合
 - (ウ) 検定料を二重に振り込んだ場合

上記(ア)～(ウ)に該当する場合は、必ず岩手県立大学宮古短期大学部事務局（TEL:0193-64-2230）まで連絡すること。

返還の際には「振込金領収証」が必要となる場合がありますので、大切に保管しておいてください。

- (4) 受験票が試験日の 3 日前までに届かないときは、電話ですぐに問い合わせること。
- (5) 本学に入学を志願する方で、障がいがある等、受験上及び就学上の特別な配慮を希望する場合は、あらかじめ出願の前に、申し出てください。

期限までの申し出がない場合、受験上及び就学上の配慮を行うことが難しくなります。日常生活において使用している補聴器、車椅子等を持参しようとする場合も、申請が必要となります。

障がいの程度によっては、受験上の特別措置（障がいの程度に応じ、例えば、視覚障がいの場合は、試験時間 1.3 倍延長・別室受験・拡大文字による出題、下肢機能障がいの場合は、車椅子での受験・試験室への誘導等）を行うことがあります。

相談の期限：平成 31 年 1 月 8 日（火）まで

相談の方法：所定の「相談申出書」に所要事項を記入のうえ提出してください。必要な場合は、志願者又はその立場を代弁しうる出身学校関係者等との面談等を行います。「相談申出書」の請求については、お問い合わせください。

- (6) 試験当日、必ず昼食及び上履きを持参すること。